

平成24年 6 月28日

株 主 各 位

東京都中央区銀座8丁目14番14号
日 特 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 中 森 保

第65期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第65期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報 告 事 項

1. 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
2. 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては普通株式1株につき1円と決定されました。
なお、乙種優先株式につきましては、全株消却していますので配当は行いません。
- 第2号議案** 定款一部変更の件（1）
本件は、原案どおり変更することが承認可決されました。

定款の変更内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総 則 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～10. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>11. 前各号に関連する国外における事業</u> <u>12. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は1億9,000万株とし、<u>このうち普通株式は1億8,000万株、乙種優先株式は1,000万株とする。</u></p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式および乙種優先株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 産業廃棄物処分業</u></p> <p><u>12. 前各号に関連する国外における事業</u> <u>13. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は1億8,000万株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="206 155 449 181">第2章の2 優先株式</p> <p data-bbox="124 181 288 207">(乙種優先株式)</p> <p data-bbox="110 207 546 285">第12条の2 当会社の発行する乙種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="115 288 328 314">1. 優先配当金の額</p> <p data-bbox="132 314 549 1206">当社は、剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された乙種優先株式を有する株主（以下「乙種優先株主」という。）または乙種優先株式の登録株式質権者（以下「乙種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、乙種優先株式1株当たり、乙種優先株式の払込金額に対し、下記により事業年度毎に定められる乙種優先配当金配当年率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月19日。いずれにおいても当該日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当（以下「乙種優先配当金」という。）を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に配当金（以下2. に定める乙種累積未配当金に対する配当金を除く。）を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。</p>	<p data-bbox="766 155 832 181">(削除)</p> <p data-bbox="766 181 832 207">(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>乙種優先配当金配当当年率 = 日本円 TIBOR (6ヶ月物) +2.5%</p> <p>「日本円TIBOR (6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)(平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月18日。)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日) ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いる。日本円TIBOR(6ヶ月物)またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p> <p>2. 累積条項</p> <p>ある事業年度において乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記1.の乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する(以下「乙種累積未配当金」という。)。乙種累積未配当金は、普通株主または普通登録株式質権者および乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対して支払われる。</p>	

変 更 前	変 更 後
<p>3. 非参加条項 <u>乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、乙種優先配当金を超えて配当を行わない。</u></p> <p>4. 残余財産の分配 <u>当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、200円を限度に支払う。</u> <u>乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</u></p> <p>5. 議決権 <u>乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>6. 株式の併合または分割、募集株式の割り当て等 <u>当社は、法令に定める場合を除き、乙種優先株式について株式の分割または併合を行わない。</u> <u>当社は、乙種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>7. 普通株式を対価とする取得請求権 <u>乙種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当社が乙種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>(1) 取得を請求することができる期間 <u>平成20年1月18日から平成25年1月17日まで</u></p>	

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 取得の条件</p> <p>① <u>乙種優先株式は、次に定める条件により当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる。なお、乙種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。</u></p> <p><u>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = (乙種優先株主が取得を請求した乙種優先株式の払い込み金額の総額) ÷ 交付価額</u></p> <p>② <u>交付価額</u></p> <p><u>交付価額は、当初50円とする。</u></p> <p>③ <u>上記①および②のほか、交付価額の調整方法その他の交付すべき株式数の算定方法等は、乙種優先株式を初めて発行する時までに、株主総会または取締役会の決議で定める。</u></p> <p>8. <u>普通株式を対価とする取得条項</u> <u>(一斉取得条項)</u></p> <p><u>乙種優先株式は、上記7.(1)号に規定する取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった乙種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合の、乙種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力が生じる日とみなして、上記7.(2)号により算出される株式数と同株数とする。なお、乙種優先株主に対して交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取り扱う。</u></p>	

変 更 前	変 更 後
<p>9. 金銭を対価とする取得条項 <u>当社は、平成22年6月30日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）をもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、乙種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる乙種優先株式を取得するのと引換えに、乙種優先株式1株につき、下記①又は②のいずれか高い方の額の金銭を乙種優先株主に対して交付する。なお、乙種優先株式の一部を取得するときは、当社が各乙種優先株主から取得する乙種優先株式の数は、各乙種優先株主が保有する乙種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。</u></p> <p>①以下の算式により算出される金額</p> $\text{償還価額} = \frac{\text{普通株式1株当たり時価}}{\text{交付価額}} \times 200$ <p>上記の算式において、「普通株式1株当たり時価」とは、強制償還日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいい、「交付価額」とは、強制償還日における第7項第(2)号②に定める交付価額をいう。</p> <p>② 240円</p> <p>第13条～第19条（条文省略）</p>	<p>第13条～第19条（現行どおり）</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条の2 <u>① 第15条、第17条ないし第19条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>② 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>④ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第20条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第20条～第48条 (現行どおり)</p>

第3号議案 定款一部変更の件(2)

本件は、原案どおり変更することが承認可決されました。
定款の変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

第2号議案の定款変更後の定款	変 更 後
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億8,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>5,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u>とする。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 第6条および第8条の変更は、当社第65期定時株主総会の第3号議案および第4号議案が承認可決され、かつ第4号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成24年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、平成24年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u></p>

第4号議案

株式併合の件

本件は、平成24年10月1日を効力発生日として、普通株式4株を1株に併合することで、原案どおり承認可決されました。

第5号議案

取締役7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に中森 保、荒井民雄、屋宮康信、三橋一雄、山下 晃、田畑 滋の6氏が再任され、新たに迫田 朗氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、山下 晃、田畑 滋の両氏は会社法に定める社外取締役であります。

第6号議案

補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に水川 聡氏が選任されました。

本株主総会終了後開催の取締役会の決議により、代表取締役が選定され、また、監査役会の決議により、常勤監査役が選定され下記のとおりそれぞれ就任いたしました。

記

<取締役>

代表取締役社長	中森 保
取 締 役	荒井 民雄
取 締 役	屋宮 康信
取 締 役	三橋 一雄
取 締 役	迫田 朗
取 締 役	山下 晃 (社外取締役)
取 締 役	田畑 滋 (社外取締役)

<監査役>

常 勤 監 査 役	淀谷 学
常 勤 監 査 役	高橋 憲男 (社外監査役)
監 査 役	滝口 勝昭 (社外監査役)

以 上

期末配当金のお支払いについて

第65期期末配当金（1株につき1円）は、同封の「第65期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、払渡しの期間内（平成24年6月29日から平成24年8月3日まで）に、お近くのゆうちょ銀行または郵便局でお受取りください。

また、銀行またはゆうちょ銀行（郵便局）の預金口座への振込をご指定の株主様は「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたのでご確認ください。

（お問合せ先）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

0120-782-031（フリーダイヤル）

以上

ご 案 内

平成24年10月1日を効力発生日とし、4株を1株とする「株式併合の件」が承認可決されました。

株主様におかれましては、株式併合に関して特段のお手続きはございませんが、本株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配させていただきますので、ご了承ください。

以上

お 知 ら せ

当社ホームページ（http://www.nittoc.co.jp/annai/zaimu/ir_news.html）に第65期期末報告書、業績説明資料を掲載しておりますので、ご案内申し上げます。

以上